

7月は『社会を明るくする運動』強調月間です

『社会を明るくする運動』は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれ立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

○第72回

『社会を明るくする運動』

犯罪や非行を防止し

立ち直りを支える

地域のチカラ

◎この運動が目指すこと

①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

◎この運動において力を入れて取り組むこと
①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止

することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組

②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組

③保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主などの更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組

④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組

⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健全な成長を期する取組

社明運動・保護司 年金のお知らせ

《保護司》

保護司は、犯罪や非行に陥った方の改善および更生を助けるとともに、犯罪の予防、青少年の非行防止などの地域社会の浄化活動に従事されています。

町内の保護司はつぎの方々です。

- 杉村 誠 (二常 磐)
 - 大久保 雄 二(原)
 - 佐久間 砂由利(丹三郎)
 - 木宮 憲 子(大丹波)
 - 小峰 一 郎(大氷川)
 - 瀧島 肇(小丹波)
 - 大澤 健 男(白 丸)
- ※問い合わせは、福祉保健課 83・2777

年金のお知らせ

◇国民年金保険料に免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある

場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル(80570(003)004)または青梅年金事務所(830・3410)へお問い合わせください。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

事務所 830・3410
住民課 83・2182
◇年金相談・お手続きの際は、予約相談をご利用ください

日本年金機構では、年金の相談や請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◎予約専用受付電話 80570(05)4890
〔受付時間〕午前8時30分～午後5時15分(土日祝日および年末年始を除く)

◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。
◆問い合わせ、予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご用意ください。

